

庄内町教育委員会議事録

令和 7 年第 1 回定例会

令和 7 年 1 月 29 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和7年第1回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和7年1月29日(水)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時45分
- 2 会議場所 庄内町役場 B棟 会議室1
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和6年度第2回総合教育会議議事録
令和6年第13回定例会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 令和7年度庄内町育英資金貸付者募集要項について
 - (3) 議会全員協議会について
 - 4 協 議
 - (1) 庄内町教育振興基本計画策定協議会設置要綱について
 - (2) 庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (3) 庄内町就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について
 - (4) 庄内町立中学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての申し出について
 - (5) 庄内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての申し出について
 - (6) 庄内町中学生地域クラブ応援交付金交付要綱の設定についての申し出について
 - (7) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (8) 令和7年度庄内町青少年育成町民会議交付金交付要綱の設定についての申し出について
 - (9) 庄内町立小中学校再編整備実施計画(案)パブリックコメント実施結果及び回答案について
 - 5 付議事件
 - 日程第 1 議案第 1 号 庄内町学校給食運営委員会運営規程の一部を改正する規程の制定について
 - 日程第 2 議案第 2 号 庄内町立小中学校再編整備実施計画の策定について
 - 6 その他
 - (1) 第2回教育委員会定例会の開催について
日時：令和7年2月26日(水) 午後2時 場所：役場B棟 2階 会議室1
 - (2) その他
 - 4 出席者 教育長 佐藤 真哉
教育委員 梅木 均 (第一職務代理者)
教育委員 太田 ひろみ (第二職務代理者)
教育委員 齊藤 雅子
教育委員 飯淵 義晃
 - 5 欠席者 なし
 - 6 傍聴人 1名
 - 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者
教育課長 清野 美保

社会教育課長	佐藤 直樹
教育課専門官兼学校教育主任専門員	佐々木 平喜
教育課課長補佐	菅原 光博
教育課指導主事	齋藤 希望
教育課指導主事	本間 琢也
社会教育課課長補佐	佐々木 信一
社会教育課課長補佐兼図書館長	佐藤 晃子
教育課主査兼共同調理場所長	阿部 和恵
社会教育課主査兼社会教育係長	齋藤 克弥
教育課主査兼学校教育係長	長谷部 奈津
教育課主査兼教育施設係長	齋藤 俊一
教育課主査兼教育総務係長	池田 省三

開 会	(午後2時)
教育長	令和7年第1回庄内町教育委員会定例会を開会いたします。 それでは、2議事録承認 令和6年度第2回総合教育会議議事録について、何かお気づきの点があればお願いします。よろしいですか。 次に令和6年第13回定例会議事録について、何かお気づきの点があればお願いします。よろしいですか。それでは3報告に移ります。(1)経過報告 事務局より説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。
梅木委員	1/7開催のいじめ問題専門調査委員会について概要を教えてください。
齋藤指導主事	委員として大学名誉教授、弁護士、臨床心理士の方々を委嘱しており、庄内町の生徒指導情報やいじめ問題への取り組みや現状を報告しまして、専門的な見地から、対応へのアドバイスをいただいております。そのアドバイスを1/23に開催しております、いじめ防止連絡協議会の中で、参加団体へ共有し、学校だけではなく地域でのいじめ対策に活かしていくという目的で実施しています。
梅木委員	定期的に開催しているのですか。
齋藤指導主事	年に1回です。
太田委員	庄内町のいじめの現状はどうなっていますか。
齋藤指導主事	いじめについては、訴えがあったものが確認されれば、いじめとして認知しております。認知件数は、年末までの報告では、昨年度より若干減少しています。からかい・冷やかしが最も多く、最近の傾向としてはネットを利用したものが増加しています。重大化しないうちに対応していくということを学校へもお願いしていますし、保護者にも困ったときは相談してほしいと声掛けをしています。
教育長	ほかにありますか。無ければ、(2)令和7年度庄内町育英資金貸付者募集要項について 事務局より説明をお願いします。
教育総務係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ、(3)議会全員協議会について 事務局より説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ、本日は順番を変更して、先に協議に移ります。 4 協議 (1)庄内町教育振興基本計画策定協議会設置要綱について 事務局

	より説明をお願いします。
教育総務係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ (2) 庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について 事務局より説明をお願いします。
共同調理場所長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。
飯刈委員	新たな給食費を算出した積算根拠を教えてください。
共同調理場所長	庄内町学校給食運営委員会で物価上昇率を考慮した食材費を予定数量で割り戻したものです。
教育長	ほかにありますか。無ければ、(3) 庄内町就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について 事務局より説明をお願いします。
学校教育係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ、(4) 庄内町立中学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての申し出について 事務局より説明をお願いします。
学校教育係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。
齊藤委員	中体連が主催する競技数が減少しているようです。以前、空手やゴルフなどで全国大会に出場する子どもたちがいましたが、全額負担でした。町長が認める大会の基準はどのようなものですか。
学校教育係長	これまで町長が認める大会は、ジュニアオリンピックのみを対象としておりました。またこれまでは部活動としての参加が条件でしたので、空手やゴルフは補助金の対象外でした。今後、部活動や地域クラブの在り方も変わってくるかと思しますので、様子を見ながら検討していきたいと考えております。
齊藤委員	地域で頑張っている子どもたちですので、何かしら補助をいただければと思います。
教育長	ほかにありますか。
太田委員	これまで、就学援助を受けている生徒が大会へ出場する場合の補助率が 100% でしたが、今回の改正で削除された理由はなんですか。
学校教育係長	これまでは、学校からの申請という形をとっていたため、学校の方で生徒が就学援助を受けているか把握できていましたが、地域移行に伴い、地域クラブで生徒が就学援助の対象かどうか把握できないため、また町の方から生徒が就学援助の対象であるという情報をクラブ側に提供することもできないため今回の改正で一律 80% とさせていただきました。
教育長	ほかにありますか。無ければ (5) 庄内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての申し出について 事務局より説明をお願いします。
学校教育係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ (6) 庄内町中学生地域クラブ応援交付金交付要綱の設定についての申し出について 事務局より説明をお願いします。
社会教育係長	(資料に基づいて説明)
梅木委員	他市町村で同様な交付金制度はありますか。
社会教育係長	鶴岡市に同様の交付金があり、参考としています。
梅木委員	地域クラブに登録した団体数はどれくらいありますか。
社会教育係長	現在、5 団体です。

梅木委員	この交付金は全ての部活動が地域クラブへ移行するまで続くのですか。
社会教育係長	国の方で令和 8 年度から 13 年度までを部活動改革実行期間としています。そのため、この交付金は令和 13 年度まで交付予定です。
梅木委員	令和 14 年度以降は、交付しないということですか。
社会教育係長	地域クラブは、受益者負担という考え方ですので、永久に続けていくのは難しいと思います。なお、交付金の財源は庄内町スポーツ振興基金を活用します。
教育長	ほかにありますか。
飯刈委員	地域クラブの指導者は、こういった申請に慣れていない方が多いと思うので記載例なども添付した方が良いと思います。
社会教育係長	対応させていただきます。
教育長	ほかにありますか。無ければ、(7) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について 事務局より説明をお願いします。
社会教育係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ、(8) 令和 7 年度庄内町青少年育成町民会議交付金交付要綱の設定についての申し出について 事務局より説明をお願いします。
社会教育係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。無ければ、(9) 庄内町立小中学校再編整備実施計画(案)パブリックコメント実施結果及び回答案について 事務局より説明をお願いします。
教育総務係長	(資料に基づいて説明)
教育長	質問等ありますか。
太田委員	質問の内容と回答が噛み合っていない箇所があると思いますので、修正した方が良いと思います。
梅木委員	内容を分かっている人は、理解できると思いますが、もう少しわかりやすく回答したほうが良いと思います。
教育長	事務局で修正願います。3 時 15 分まで休憩します。
再開	(3 時 15 分)
教育長	再開します。5 付議事件 日程第 1 議案第 1 号 庄内町学校給食運営委員会運営規程の一部を改正する規程の制定について 事務局より説明をお願いします。
共同調理場所長	(資料に基づいて説明)
飯刈委員	運営委員を追加する理由を教えてください。
共同調理場所長	学識経験者を追加することで、衛生管理に関する指導を受けられるようにするためです。
教育長	ほかにありますか。無ければ、議案第 1 号 庄内町学校給食運営委員会運営規程の一部を改正する規程の制定について 原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
教育委員	(異議なしの声あり)
教育長	異議なしと認め、議案第 1 号 庄内町学校給食運営委員会運営規程の一部を改正する規程の制定については原案のとおり可決されました。日程第 2 議案第 2 号 庄内町立小中学校再編整備実施計画の策定について 事務局より説明をお願いします。

教育総務係長	(資料に基づいて説明)
教育長	本日は教育委員の皆様から、再編整備実施計画について最終的な意見を述べていただきたいと思います。よろしいですか。では梅木委員からお願いします。
梅木委員	会議の度、何度もお話をさせていただいておりますが、町民アンケートから始まり、適正規模適正配置審議会、再編整備検討委員会、パブリックコメント、そのような手続を経て、実施計画案が出来上がったということで私からはこれ以上申し上げることはありません。実施計画案には、これからの課題や私が言わんとしているところが盛り込んでありますので、この通りでよろしいと思います。
教育長	太田委員お願いします。
太田委員	梅木委員からもありましたが、この計画案は長期間のプロセスを経て出来上がった計画ですので、これはこれで素晴らしいと思います。ただ、教育委員会としての話し合い、意思決定というのが不足していたのではと思います。令和3年度から、適正規模適正配置審議会を9回に渡り開催していますが、教育委員は、アドバイザーとしての参加でしたので、自分の意見は言わず、審議会委員の意見を聞くという立場でした。審議会と並行して、教育委員会の定例会でも、意見交換を行い、どの形が一番良いのか話し合いをすべきだったと思います。地域懇談会においては、分厚い資料が当日渡されて、ご意見をお聞かせくださいという形でした。本来であれば、再編整備という大事な話ですので、懇談会の前に資料を出して、意見をもって参加していただくのがベストだったかと思います。昨年10/25に開催された第1回総合教育会議の中で、小学校の建設候補地について、4名の教育委員のうち3名が「立川小中学校敷地」が良いのではという意見でした。教育長からは「響ホール北側」という意見がありましたが、教育長を含めた教育委員5名のうち3名が「立川小中学校敷地」でしたが、実施計画では「響ホール北側」でした。私は本来であれば、教育委員会の中で、もっと練って、「響ホール北側」を教育委員会としての意思として出したかったと思います。教育委員に就任したときに頂いた教育委員会必携によると、最終的責任を負う自覚がないのではという指摘がなされています。という文章を読んで、私達教育委員自身が、最終的責任を負うという自覚が欠けていたのではないかという思いがあります。ですので、色々な意見を戦わせたうえで、教育委員会定例会の中で最終的な結論を出したかったと思います。今後、教育委員会として学校再編ほど大きな問題についての話し合いはないかもしれませんが、教育委員会での話し合いはすごく大事で、今後しっかりやっていきたいと反省させられました。
教育長	齊藤委員お願いします。
齊藤委員	実施計画案は時間をかけて検討しており、まとまっていると思います。ただ、地域懇談会や再編整備検討委員会をしても、町の人の関心が低いと感じています。実際、これから学校へ通う子どもたちの家庭の意見が余り届かないまま進んでいくような気がしています。町全体で子どもたちを育てていくという姿勢で、より良い方法で進めていければと思います。
教育長	飯判委員お願いします。
飯判委員	パブリックコメントが少なかったのが残念です。昨年度開催された適正規模適正配置審議会では、教育委員の発言する機会がなく、総合教育会議で意見書を提出させていただきました。審議会では、町内1校であれば真ん中が良いという意見があったことも記憶しています。今年度、小学校建設候補地を

	決めるにあたり、教育委員も参加したかったのですが、事務局主導で候補地が決められ、再編整備検討委員会に諮られたのは、誠に遺憾であると思っています。人口が多いところに物を集中させるのは、利便性として良いと思います。ただ一貫して私が言っているのは、なぜ縦に長い庄内町の端に集中させるのか。町全体を良くしたいのであればナンセンスだと思います。町の良いところを見て育つのは、子どもたちにとって大事ですし、自分が育ったところに戻ってきて、自分の子どもたちを、自分のように育てたいという気持ちで、この実施計画だと、立川地域や、第四学区の人たちから薄れて、人口減少に拍車がかかるのではないのでしょうか。それが一番怖いです。町全体を盛り上げていくには、ある程度の分散化も必要だと思います。場所に関しても、小学校を余目地域に建設するとしても、なぜスクールバスだけの検討なのかを再三申し上げております。「響ホール北側」以外の場所であれば JR の利用も可能だと思います。ここだと余目駅から距離がありますので。ガソリン代もあがっており、バスやタクシーの運転手さんも減少しています。どのように子どもたちを安全に輸送するか、そのランニングコストをもう少し検討して欲しかったと思います。今回の実施計画案で、一つの案しか出てこないというのは、教育委員を軽視していると考えております。
教育長	色々なご意見ありがとうございました。令和 3 年度から将来を見据えて、より良い学び、学校生活ができる持続可能な学習環境を作るためということで、保護者や地域の方々、学校関係者など皆さんからの協力を得て、話し合いを続け、本案の作成となりました。それでは、採決に移ります。本案の採決は、挙手で行います。議案第 2 号 庄内町立小中学校再編整備実施計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手をお願いします。
教育委員	(賛成 3 反対 1)
教育長	賛成多数。よって、議案第 2 号 庄内町立小中学校再編整備実施計画の策定について は原案の通り可決されました。6 その他(1)第 2 回教育委員会定例会の開催について 事務局より説明をお願いします。
教育課長	(口頭で説明)
教育長	ほかにありますか。無いようでしたら、以上をもちまして令和 7 年第 1 回教育委員会定例会を終了します。
閉 会	(午後 3 時 45 分)